

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	27 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間及び同年 11 月から 58 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、57 年 7 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は国民年金保険料を昭和 54 年から 61 年まで納付していたのに、57 年 4 月から 58 年 3 月までの保険料が未納になっている。この頃はA地に帰って仕事をしていた頃で、保険料は父親が納付してくれていたはずなので申立期間の保険料が未納になっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A地に帰って仕事をしていた申立期間当時、その父が国民年金保険料を納付してくれていたはずだとしているところ、その父は国民年金が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの全て保険料を納付している上、付加保険料についても納付していることから、納付意識は高いと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、当時、申立人が実家の台所を大幅に改修した際の手間賃の代わりに、その父が保険料を納付してくれていたことを昭和 61 年にその父から聞いたとしており、その内容には^{しんぴょうせい}信憑性がうかがえる上、納付意識の高いその父が、国民年金の手続を行い、申立人の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

2 オンライン記録から、昭和 58 年 7 月から同年 10 月までの期間に重複して納付された申立人の国民年金保険料が 57 年 7 月から同年 10 月までの期間の保険料に充当されていることが確認できることから、当該期間については上記の申立人の父が納付した保険料と充当された保険料が重複して納付されていると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び48年4月から49年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和48年4月から49年7月まで

申立期間①及び②について、私は、A区に住んでいた時にA区役所の人から国民年金への加入を勧められて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。最初は区役所から集金人が来ていたが、途中から納付書になったと記憶している。納付書になってからは、B銀行（現在は、C銀行）D支店（昭和23年から平成16年4月*日まで開業）と郵便局で納付していた。私は昭和36年の国民年金制度発足時から50年2月まで、全て国民年金保険料を納付しており、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A区役所の職員から国民年金への加入を勧められて国民年金の加入手続をし、区役所の集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付し、その後は納付書となりB銀行D支店及び郵便局で国民年金保険料を納付したとしているところ、A区では昭和45年3月まで同区の職員が保険料の集金を行い、同年4月以降は納付書となったことが同区役所の広報紙から確認できることから申立人の申述に不自然さはみられない。

また、申立人は、昭和36年の国民年金制度発足時から50年2月までの期間について、申立期間①及び②以外の期間の国民年金保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられ、1か月と短期間の申立期間①、16か月と比較的短期間の申立期間②の国民年金保険料を

納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 43 年 2 月頃から 49 年 5 月頃まで、A に住み込みで働いていた。その期間の国民年金保険料や税金等は、全てその店の主人が手続や納付をしてくれており、申立期間についても、その主人が国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料納付について、当時、申立人が住み込みで働いていたAの主人が納付してくれていたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 42 年 9 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料納付状況について、オンライン記録によると、申立人が 20 歳に達した日（誕生日の前日）の属する月である昭和 42 年*月から 60 歳に達する前月の平成 19 年*月までの保険料は、申立期間を除き全て納付済みとなっており、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。申立期間の国民年金保険料は村の区長が集金に来たので納付した。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は集金に来た集落の区長に納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和35年10月頃払い出されたものと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、A村役場（現在は、B市）は、集落ごとに国民年金委員を任命し、当該委員が国民年金保険料を徴収していたとしており、申立人が住んでいた「C」は集落の中に存在していること、A村役場の国民年金被保険者名簿の移動事項欄の転出欄には、「昭和46年11月*日D市」と記載されているなど、国民年金の移動届出を適切に行っているものと確認できることから、申立期間の保険料を納付した可能性は高いものとする。

さらに、申立人の友人は、申立人と同じ集落に住んでおり、1年ごとに区長が交代したので名前は覚えていないが、集金に来た区長に現金で国民年金保険料を納付したことを記憶しており、申立人も当然同じ区長に保険料を納付したと思うと証言している。

加えて、申立人が、1か月間と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私は、20歳（昭和48年*月）を過ぎた頃に自治会の班長から国民年金に加入するよう勧められ、父が加入手続と保険料の納付をしてくれた。申立期間における保険料について、その領収書を娘と確認したので、父が納付したことは間違いなく、申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳を過ぎた頃に父が国民年金への加入手続と保険料の納付をしてくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間を除くほかの期間の国民年金保険料は未納が無い上、申立人が、5か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年4月から7年3月までは24万円、同年4月から8年2月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年3月31日まで
オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、月額給与は約53万円であったので、申立期間の標準報酬月額を適正額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンラインの厚生年金保険被保険者資格記録においては、当初、申立人の有限会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額は、平成6年4月から7年3月までは24万円、同年4月から8年2月までは53万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年3月31日）より後の同年4月2日付けで、6年4月まで遡って9万2,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外に元取締役3人についても、同日に、6年4月まで遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から申立人が有限会社Aの監査役であったことが確認できるが、複数の取締役から、「申立人は申立期間当時、支店であったB区の店に勤務しており、社会保険手続きに関してはC区の本店で事業主が行っていた。当該訂正処理については、社会保険事務所の職員が同社に来た際に手続きがなされたのだと思う。」と供述していることから、申立人が当該手続きに関わっていたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年4月2日付けで行われ

た遡及訂正処理は事実在即したものとは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が、当初、社会保険事務所に届け出た6年4月から7年3月までは24万円、同年4月から8年2月までは53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は90万円に、申立期間②及び③を95万円に、申立期間④及び⑤を92万6,000円に、申立期間⑥及び⑦を90万3,000円に、申立期間⑧及び⑨を88万2,000円に、申立期間⑩及び⑪を86万1,000円に、申立期間⑫を84万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月1日
② 平成15年12月1日
③ 平成16年7月1日
④ 平成16年12月1日
⑤ 平成17年7月1日
⑥ 平成17年12月1日
⑦ 平成18年7月1日
⑧ 平成18年12月1日
⑨ 平成19年7月1日
⑩ 平成19年12月1日
⑪ 平成20年7月1日
⑫ 平成20年12月1日

株式会社Aから支給された平成15年7月から20年12月までの賞与について、保険料が控除されているにもかかわらず、事業所の事務処理

遅れにより厚生年金保険の年金額に反映されない記録となっている。正しい標準賞与額の記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る賞与明細書から、申立人は、株式会社Aから賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は90万円に、申立期間②及び③を95万円に、申立期間④及び⑤を92万6,000円に、申立期間⑥及び⑦を90万3,000円に、申立期間⑧及び⑨を88万2,000円に、申立期間⑩及び⑪を86万1,000円に、申立期間⑫を84万1,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③に係る標準報酬月額記録については、平成14年10月から15年6月までを50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成7年11月13日から8年6月1日まで
② 平成8年10月1日から9年10月1日まで
③ 平成14年10月1日から15年7月1日まで

ねんきん定期便により、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務した申立期間①の期間及び、株式会社Cに勤務した申立期間②、③の標準報酬月額が当時支払われていた給与額と相違していることが分かった。株式会社Aでは課長として、株式会社Cでは支店長として勤務し、営業成績が良かったのでコミッションが高く60万円くらいの報酬を得ていたため、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間③の標準報酬月額については、株式会社Cの事業主が提出した源泉徴収簿により、申立人が、当該期間においてオンライン記録で確

認できる標準報酬月額（26万円）を超える報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「資格取得時の報酬月額の届出を誤った。」と回答していることから、事業主は、源泉徴収簿から推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間①については、株式会社A（現在は、株式会社B）の事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬月額決定通知書における標準報酬月額は、申立人のオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる上、雇用保険被保険者資格取得時賃金は厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、事業主は「当時の賃金台帳は保管されていないが、資格取得時の届出に基づき厚生年金保険料を控除しているはずである。資格取得時の見込額は基本給のみであり、コミッション想定給与額を見込んでいない。コミッションはそれぞれ違うので、算定基礎届で実績を加算し、月額の見直しを行っている。当時も現在と同じ取扱いであったはず。」と回答している。

- 4 申立期間②については、申立人提出の預金通帳から、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より高額な給与が株式会社Cから支払われていることが確認できるものの、同社の事業主は、「当時の関係資料が保管されておらず、申立人の保険料控除については不明であるが、申立人は、申立期間当時は歩合給であった。」と回答している。

また、オンライン記録から、同社に申立人と同時に（平成8年10月1日付け）資格取得した同僚7人の資格取得時の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることが確認できるとともに、申立人を含め全員が資格取得してから9か月後の平成9年7月1日付けで標準報酬月額の随時改定が行われていることが確認できる。

5 このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該申立期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成5年1月31日から同年2月17日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成5年2月17日であると認められるとともに、平成5年1月の厚生年金保険料を事業主から控除されていることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を38万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年8月1日から4年8月1日まで
② 平成5年1月31日から6年7月20日まで

株式会社Aに勤務していた期間の平成3年10月からの標準報酬月額が極端に低かったため年金事務所で訂正してもらったが、ほかの期間も当時の給与よりも低い報酬で記録されていることを知った。また、同社には、平成6年7月20日まで勤務していたのに5年1月31日からの厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年8月から4年7月までは34万円、4年8月から同年12月までは38万円と記録されていたところ、4年3月6日付けで、2年8月から同年9月までの期間が22万円に、2年10月から4年7月までの期間は24万円に、また、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月31日以降の同年2月17日付けで、3年4月から4年12月までの期間が8万円に遡って訂正されており、申立人と同様に事業主、役員及び複数の同僚につい

ても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

一方、申立人が平成3年10月からの標準報酬月額の記録を年金事務所で訂正してもらったと供述しているところ、オンライン記録から、平成22年3月5日付けで、年金事務所の職権により3年4月から4年7月までの期間については24万円に訂正し、4年8月から同年12月までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た38万円に訂正されていることが確認できる。

また、役員及び複数の同僚は、「経営不振で資金繰りに苦勞していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年3月6日及び5年2月17日付けで、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において、株式会社Aに勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日は平成5年1月31日と記録されており、当該資格喪失処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった5年1月31日以降の同年2月17日（申立期間①における2回目の訂正処理日と同日）に行われていることが確認できる。

また、役員及び複数の同僚は、「株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年1月31日以降も事業は継続していた。」と供述している上、商業法人登記簿から、同社は14年12月*日に解散していることが確認でき、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人が所持する給与支給明細書から翌月控除であったことが確認でき、平成5年2月分の給与支給明細書から同年1月の保険料控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年1月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失の処理が行われた同年2月17日とすることが妥当である。

なお、申立期間②のうち、平成5年1月の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成4年12月のオンライン記録から、38

万円とすることが必要である。

一方、申立期間②のうち、平成5年2月17日から6年7月20日までの期間については、上記のとおり、雇用保険の加入記録から、申立人が株式会社Aに勤務していたことが確認できるものの、申立人が所持する給与支給明細書から、平成5年2月以降の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、事業主は既に亡くなっていることから、申立人に係る厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和44年12月から45年2月までを6万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から45年5月25日まで

ねんきん定期便による標準報酬月額の月別状況を確認したところ、株式会社Aから届出された標準報酬月額がいやに低いことが判明した。同社の前に勤務していた会社での標準報酬月額は3万円であったが、同社では入社してから3年間で2万6,000円である。当時、物価が高いと言われたB地に給料が下がってまで出て行く訳は無く、会社が給料から食事代・部屋代等を差し引いた後の金額を社会保険事務所（当時）に届出をしたと考えられる。また、同社退職後に、専務だった方が設立した会社に勤務したが、そこでの標準報酬月額は8万円となっている。その入社時の給与は、株式会社Aでの額を参考に多少プラスされた記憶があるので、2万円の加算はあり得ない。株式会社Aでの標準報酬月額の記録がおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の同僚が保管していた株式会社Aに係る昭和42年11月分から45年2月分までの給与明細書によると、当該同僚は、44年12月から45年2月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額3万9,000円を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録より一等級上の標準報酬月額（4万2,000円）に相当する厚生年金保険料率に基づく保険料を事業主により給与から控除（当月控除）されていることが確認できることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額についても、前述の同僚と同様に、オンライン記録よりも上の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に亡くなっていて不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち昭和41年8月から44年11月まで、45年3月及び同年4月の期間については、同僚が保管していた前述の給与明細書によると、当該同僚は、42年11月から44年9月までの期間については、オンライン記録どおりの標準報酬月額2万円に相当する保険料を、同年10月及び同年11月については、オンライン記録の標準報酬月額3万9,000円よりも低額の標準報酬月額2万2,000円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に同社に2年以上在籍した申立人及び上記同僚を含む同僚20人について、標準報酬月額の記録を確認したところ、全員の標準報酬月額が、昭和41年10月の算定から44年9月までの期間について変動が無く同額が続いており、全員が同年10月の算定により大幅に上がっていることを踏まえると、事業主は、申立人の標準報酬月額の取扱いを同僚の取扱いと同様にしていたと認められる。

さらに、事業所は既に解散して、事業主も亡くなっており、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人がオンライン記録とは異なる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたかどうかは確認できない。

なお、同社に係る事業所別被保険者名簿には、標準報酬月額の取消し及び遡及訂正等の不合理的な処理の痕跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 8 月から 44 年 11 月まで、45 年 3 月及び同年 4 月の期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①のうち、平成8年9月から9年9月までは41万円、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月1日から10年10月1日まで
② 平成10年10月1日から13年7月1日まで

年金記録確認第三者委員会から、A株式会社に勤務していた時の同僚3人について年金記録に関する調査協力があったが、自分の厚生年金保険の標準報酬月額についても、実際に受け取っていた給与よりも大きく引き下げられて記録されている。

給料明細書は持っていないが、リストラで辞めるまで、給料から控除されていた厚生年金保険料額に変化が無かったため、標準報酬月額の記録を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立てに係るA株式会社における厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は、平成10年9月14日付けで申立人を含む8人の標準報酬月額が8年9月1日に遡って訂正されており、申立人の標準報酬月額も同年9月から9年9月までは41万

円から20万円に、同年10月から10年9月までは47万円から20万円に訂正されていることが確認できる。

また、滞納処分票から、当該事業所は平成9年から13年2月まで保険料の滞納があったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてこのような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年9月から9年9月までは41万円に、同年10月から10年9月までは47万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、給与明細書は無いものの、B市が保存している申立人に係る市民税・県民税申告書には、A株式会社発行の平成12年分及び13年分の給与所得の源泉徴収票が添付されており、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の控除額から、当該期間の標準報酬月額は41万円であったと認められる。

また、雇用保険の雇用保険受給資格者証における離職時賃金日額から、離職前6か月における報酬月額は41万円であったと認められる。

さらに、事業主は、申立人が運転手であったと供述しているところ、申立期間当時、申立人と同じ運転手であった同僚3人が所持していた給与明細書から、41万円の報酬月額を支払を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

加えて、事業主は、申立期間②に係る当該事業所の標準報酬月額について、「社員全員の給与台帳は2種類作成した。社会保険事務所には、実際と違って少ない給与額を記載した給与台帳を算定基礎資料にして、標準報酬月額の算定届を行っていた。社員に支給する給与は、実際の総支給額に見合う保険料を控除して支給した。」と供述している。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、上述の源泉徴収票から確認できる保険料控除額等から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立期間②における申立人の標準報酬月額を、実際の給与より少ない標準報酬月額で届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①のうち、平成3年4月から同年9月までの期間は22万円、同年10月から4年2月までの期間は26万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、平成4年4月8日であると認められることから、申立人の申立期間②における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、申立期間②の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : ① 平成3年4月1日から4年3月31日まで
② 平成4年3月31日から同年4月8日まで
③ 平成4年4月8日から同年10月1日まで
年金事務所から、株式会社Aに勤務していたときの標準報酬月額について問い合わせがあり、厚生年金保険の記録では、実際に受け取っていた給与と大幅に異なっていることに気がついたので、訂正してほしい。
また、平成4年9月30日まで同社に勤務していたのに、被保険者資格喪失日が同年3月31日となっているので、給与明細書は無いが、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までが22万円、同年10月から4年2月までが26万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年3月31日）後の同年4月8日付けで、3年4月1日に遡って8万円に引き下げられている

ことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人と同じく平成4年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚96人も、申立人と同日の同年4月8日又は同年5月8日付けで標準報酬月額が遡及して引き下げられていることが確認できる。

さらに、株式会社Aの商業登記簿から、申立人は同社の役員ではなかったことが確認できる上、複数の元同僚が「申立人は、Bの営業担当者で、社会保険事務には従事していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年4月から同年9月までは22万円に、同年10月から4年2月までは26万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②について、申立人は、複数の元同僚の供述、雇用保険の被保険者記録及びC県におけるDの記録から、株式会社Eに継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録では、上述したとおり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年3月31日）後の同年4月8日付けで、申立人の資格喪失日を同年3月31日に遡って処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿から、当該事業所が法人であることが確認でき、申立人の申立期間②当時において適用事業所の要件を満たしていたことが確認できることから、当該事業所が適用事業所でなくなった処理及び申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日について遡って行う処理をする合理的な理由は無く、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日を平成4年4月8日とすることが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額は、申立人の当該事業所における平成4年2月のオンライン記録から26万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人は、上述したとおり複数の元同僚の供述、雇用保険の被保険者記録及びDの記録から、株式会社Aに継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、E組合における被保険者記録の適用履歴では、申立人の資格喪失日は平成4年3月31日とされ、同日付けで健康保険証が回収されていることが確認できるところ、元同僚の一人が「在職中に、一方

的に健康保険証を返却するように言われた。返却後は、給与から保険料を引かれなかった。」と供述している。

また、別の元同僚が、「株式会社Aの給与は同年3月から無かった。同年6月に同じグループ会社に移籍して、移籍先で再び被保険者になり、給与から保険料を控除されるようになった。」と供述し、当該事業所に係る平成4年2月分までの給与明細書を提出している。

さらに、申立人は、平成4年3月末に会社は事実上倒産したが、Fが残っていたため、同年9月末まで、販売及び残務整理を数人で行っていたが給与は無かったと供述している。

加えて、元事業主は、申立期間③当時の給与や保険料控除については不明としている。

このほか、申立人が申立期間③において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A株式会社から平成16年7月16日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A株式会社から平成16年7月16日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A株式会社から平成16年7月16日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、A株式会社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる賞与額から、

37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届の提出が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A株式会社から平成16年7月16日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年7月16日

A株式会社から平成16年7月16日に支給された賞与について、年金事務所に対する届出が遅れたことから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、このときの賞与から保険料を控除されていたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る標準賞与額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年2月9日に、事業主が申立人の申立期間に係る賞与支払届を提出しており、申立期間に係る賞与支払届が漏れていたことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年1月21日から8年1月5日まで
② 平成8年1月5日から同年9月3日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち平成7年1月21日から8年1月4日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い上、被保険者記録のある同年1月5日から同年9月3日までの被保険者期間における標準報酬月額が9万2,000円とされているが、当時の報酬額はこのような低額ではなかったと記憶している。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、オンライン記録によると、A株式会社に係る申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初28万円と記録されていたところ、平成8年1月23日に、資格取得日である同年1月5日に遡及して22万円に減額訂正された上、同年2月28日に、同じく同年1月5日に遡及して11万円に、さらに同年5月7日に、同じく同年1月5日に遡及して当時の最低額である9万2,000円に減額訂正され、同社において厚生年金保険の被保険者であった96人中94人の者の標準報酬月額が、資格取得日に遡及して減額訂正されていることが確認できることから、当該処理について日本年金機構B事務センターは、「標準報酬月額の訂正について、社会保険事務所（当時）での適切な処理が行われていなかったのではないかと思われる。」と回答している。

また、A株式会社の元取締役は、「同社は厚生年金保険の適用事業所となった当初から保険料の滞納があり、自らが社会保険事務所の職員と相談の上、標準報酬月額削減処理を行った。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①については、申立人は、A株式会社はC株式会社が社名変更したものであり、申立期間において同社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、雇用保険の被保険者台帳記録から、申立人のC株式会社に係る離職日及びA株式会社に係る資格取得日は、オンライン記録によるC株式会社に係る資格喪失日及びA株式会社に係る資格取得日と合致していることが確認できる上、C株式会社に係る雇用保険受給資格者証から、申立人は、平成7年2月27日に求職の申込みを行い、同年3月7日に受給資格決定を受け、同年6月12日から同年12月4日までの期間にわたり失業等給付の基本手当を受給していることが確認できる。

また、A株式会社の元事業主は「申立人のA株式会社における勤務期間は不明。」と回答している上、オンライン記録から、C株式会社及びA株式会社の両社において被保険者である者のうち、D地及びE地に住所を有することが確認できる者全6人に問い合わせたが申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から60年3月まで

私は母から、私が20歳になった昭和50年*月頃にA市役所B出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、母が自身の分と一緒に保険料を同市役所同出張所に納付していたことを聞いていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母から、A市役所B出張所で申立人の国民年金の加入手続きを行い、その母が自身の分と一緒に保険料を納付していたことを聞いていたと申し立てているが、国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとするその母の記憶は明確でなく、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和60年8月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、50年3月から58年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から60年3月までの期間は遡って保険料を納付する期間となるが、前述のとおり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 63 年 6 月まで
昭和 60 年頃、当時交際していた女性に国民年金の加入を勧められ、二人で一緒に A 区役所に行き国民年金に加入した。その際に、担当者から 2 年前までの分は納付ができるが、それ以前の方は納付できないことを説明され、2 年分をまとめて納付した。当時の書類は廃棄して無いが、保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年頃、当時交際していた女性に国民年金の加入を勧められ、その女性と一緒に A 区役所に行き国民年金の加入手続を行い、その際に、担当者から 2 年前までの分は納付ができるが、それ以前の方は納付できないことを説明され、2 年分の保険料をまとめて納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から平成 2 年 7 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間の大部分の期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、昭和 63 年度及び平成元年度の保険料をまとめて納付していることから、このことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年12月まで

私は、昭和46年4月からA区のBに住み込みで働いていた。私の国民年金については、店主が加入手続をしてくれ、保険料は給料からの天引きにより、店主が納付してくれていたため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をBの店主がしてくれたとしているが、その店主は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和50年12月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち46年4月から48年9月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年10月から50年12月までの期間は、過年度及び現年度納付により、保険料を納付する期間となるが、前述のとおり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4282 (事案 1572 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から50年3月までの期間、57年4月から60年3月までの期間及び同年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から50年3月まで
② 昭和57年4月から60年3月まで
③ 昭和60年7月から61年3月まで

昭和40年4月から50年3月までの期間及び57年4月から61年3月までの期間に係る国民年金の納付記録を照会したところ、60年4月からの3か月を除き、納付事実が確認できないとの回答をもらった。しかし、これらの期間の保険料を納付しているので、未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上記申立てに対して、申立期間①に係る申立てについては、申立人はその父か元夫が国民年金を納付していたとするが、その父は既に他界しており、その納付状況についての証言は得られず、また、その元夫からも具体的な納付状況に係る証言を得ることができない上、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、その納付状況は不明であること、申立期間②及び③については、申立人は国民年金保険料の納付を示す関連資料が無い上、その納付状況は不明であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな証拠や証言は無いとしており、これまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当委員会の当初の決定を変更する事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの期間、6年2月から同年3月までの期間、8年4月から9年8月までの期間、10年1月から同年3月までの期間及び11年4月から13年11月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から4年3月まで
② 平成6年2月から同年3月まで
③ 平成8年4月から9年8月まで
④ 平成10年1月から同年3月まで
⑤ 平成11年4月から13年11月まで

平成元年頃にA町役場（現在は、B市）の人が自宅に来て、保険料が納付できない場合は保険料の免除申請を行うよう勧められ、当初は役場の人に申請してもらったが、その後は毎年役場で免除申請を行ったので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請を毎年行ったとしているものの、免除申請が承認された旨の通知書等を受け取ったことは無いとしており、申立人が毎年免除申請を行ったこと及び免除の承認を受けたことを確認できる資料は無く、ほかに申立期間について免除申請の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間における免除については、原則として、申請を行った4月から翌年3月までとする取扱いであったところ、申立人は、オンライン記録から、平成元年4月、6年5月、7年5月及び10年5月に申請を行い、いずれも申請した年の4月から翌年3月までの1年間の保険料を免除されていることがオンライン記録から確認でき、申立人の年金記録に不自然さは見られない。

さらに、国民年金の事務処理は、昭和 59 年以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間のうち 9 年以降の期間については、記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間及び 39 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 39 年 3 月

私は、昭和 36 年頃 A に勤務していたが、厚生年金保険がない会社だったので国民年金に加入した。未納になっている期間の保険料は市町村から社会保険事務所（当時）に事務が移る平成 14 年頃に、10 か月分の未納保険料をまとめて納付した。金額は、13 万 8,000 円くらいであった。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年頃に A に勤務し、厚生年金保険がない会社だったので国民年金に加入し、国民年金事務が市町村から社会保険事務所に移管された後の平成 14 年頃に、未納になっている 10 か月分の保険料 13 万 8,000 円くらいをまとめて納付したと申し立てている。しかしながら、14 年当時においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、申立期間の国民年金保険料を遡って一括して納付するには特例納付によることとなるが、申立人が保険料を納付したとする 14 年頃には特例納付は実施されていない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、昭和 37 年 4 月から 39 年 2 月までの厚生年金保険の記録は、平成 12 年 11 月に追加訂正されたことが申立人のオンライン記録から確認できることから、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていれば還付されることとなるが、その記録は確認できないことから、36 年 7 月から 39 年 3 月までの期間は当該記録が追加訂正されるまでは、連続した未納期間で

あったと考えられる。

さらに、申立人のオンライン記録から、申立人は 60 歳到達後の平成 12 年 10 月 1 日に国民年金に任意加入し、同年 10 月から 13 年 2 月までの保険料納付が認められることから、申立人は、申立期間とこの納付を混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 2 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 2 月から同年 8 月まで

私が、昭和 50 年 2 月頃会社を退職した際に、その会社が国民年金の加入手続をやってくれた。A 市役所から国民年金の納付書が届いたので A 市役所 B 出張所で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 50 年 2 月頃会社を退職した際に、国民年金の加入手続を会社がやってくれ、A 市役所 B 出張所で保険料を納付したと申し立てている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54 年 5 月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から8年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、学生であったので免除されていたはずである。申立期間が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、学生であったので免除されていたはずであるとしているが、申立人は、学生であった当時、国民年金の加入手続及び免除申請の手続を行った覚えは無いと申述しており、制度上、加入手続及び免除申請手続を行っていない申立期間の国民年金保険料が免除されたとは考え難い。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上、申立期間の免除申請手続を行うことはできない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間について免除の承認を受けたこと、及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から62年3月まで

昭和60年1月頃に、夫がAを開業したので、夫婦一緒にB町（現在は、C市）の町役場で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料は口座振替にしたが、その際、口座振替が開始する前の期間について夫婦二人分の保険料を何か月分かまとめて10万円を納付した記憶がある。申立期間が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年1月頃にその夫がAを開業したので、夫婦一緒にB町役場で国民年金の加入手続をしたとしているが、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫は、63年2月8日に新規に加入届を行った記録となっている上、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年2月頃に払い出されたと推認されることから、その時点では、申立期間のうち60年1月から同年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、口座振替により納付する旨を伝えた際、4月分から口座振替にできると言われ、それ以前の期間について夫婦二人分を何か月分かまとめて10万円ほど納付した記憶があるとしているが、夫のB町の国民年金被保険者名簿によると、昭和63年3月15日に納付書が発行された記録となっており、オンライン記録によると、62年度分の保険料は、63年4月8日に夫婦で一括納付したとされている。

上、当該期間に係る保険料の納付金額は夫婦で 17 万 7,600 円であり、申立人の申述する金額と類似することから、申立人はこのことと申立期間の保険料を納付したことを混同している可能性も否定できない。

さらに、前述の申立人の国民年金の加入手続時点からすると、申立期間のうち昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、当該期間の保険料額は夫婦で 21 万 840 円であり、前述の 62 年度分の納付金額と合計すると、夫婦で 38 万 8,440 円となり、申立人の申述する金額と大幅に相違する。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から51年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたのに、昭和51年4月の婚姻後は保険料納付済期間であるのに対し、婚姻前の期間が未納期間となっているのは納得できない。私は、婚姻に伴い姓を変更しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月の婚姻後は保険料納付済期間であるのに対し、婚姻前の期間が未納期間となっているのは納得できないとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、51年10月頃に払い出されたと推認され、その時点では、48年5月から49年6月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、49年7月から51年3月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述している上、当委員会において申立人の旧姓を含めオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年5月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月から13年3月まで

申立期間は、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、申請免除の手続をした記憶は無く、申立期間の保険料は、A社会保険事務所（当時）及びB市役所（現在は、C市）の窓口で納付書に現金を添えて納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、そのほとんどはA社会保険事務所の窓口で納付し、遡って納付したことはないとしているため、当該保険料は現年度納付となるが、日本年金機構D事務センター及びE年金事務所では、当時、A社会保険事務所の窓口においては、現年度の国民年金保険料を収納していなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B市役所の窓口で納付したこともあるとしているが、C市役所では、当時、B市役所の国民年金担当窓口では、国民年金保険料を収納していなかったとしている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 10 月までの期間及び 8 年 5 月から 10 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成元年 10 月まで
② 平成 8 年 5 月から 10 年 10 月まで

申立期間①については、昭和 62 年 4 月頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、同市役所内の銀行の派出所及び郵便局で、納付書に現金を添えて、国民年金保険料を納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②は、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、申請免除の手続をした記憶は無く、B 社会保険事務所（当時）及び C 役所（現在は、D 市）の支所で、納付書に現金を添えて、国民年金保険料を納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の国民年金保険料を郵便局で納付したこともあると思うとしているが、A 市役所では、当時郵便局の窓口においては、国民年金保険料を収納していなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

また、申立人は、申立期間①の 1 か月分の国民年金保険料は約 1 万 2,000 円であったとしており、当時の 1 か月分の国民年金保険料額と差異がある。

さらに、申立人は、申立期間①について、自分の国民年金保険料と一緒に、当時同居していた両親の国民年金保険料を納付したこともあるとしているが、申立人の両親は申立期間①について未納となっている。

2 申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、B 社会保険事務所の窓口で納付したこともあり、遡って納付したことはないとしているため、当該保険料は現年度納付となるが、日本年金機構E 事務センター及びF 年金事務所では、当時、B 社会保険事務所の窓口においては、現年度の国民年金保険料を収納していなかったとしており、申立人の主張は整合的ではない。

また、申立人の夫は、申立期間②を含む平成8年5月から14年3月までの期間は、申立人と同様に、国民年金保険料の申請免除期間となっている。

3 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が両申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの期間及び10年12月から11年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年4月から同年11月まで
② 平成10年12月から11年5月まで

申立期間①について、国民年金保険料を滞納していたが、A市役所（現在は、B市）から納付を催促する電話があり、約10万円を同市役所の窓口で納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

また、申立期間②について、国民年金保険料を滞納していたが、C社会保険事務所（当時）から納付を催促する電話があり、約7万円を同事務所の窓口で納付したと思うので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A市役所から国民年金保険料納付を催促する電話があったとしている一方、国民年金加入手続は行っていないとしているところ、オンライン記録では、申立人の国民年金に係る資格取得日は、申立期間①より後の平成20年12月26日となっており、日本年金機構D事務センター及びE年金事務所では、加入手続がされていなければ、保険料納付の案内はできないと思われるとしている上、B市役所では、当時A市役所においては、現年度保険料及び過年度保険料について、電話による督促はしていなかったとしている。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料をA市役所の窓口で納付したと思うとしているが、B市役所では、現年度保険料及び過年度保険料について、当時A市役所の国民年金担当の窓口では収納していなかったとしている。

2 申立人は、申立期間②について、C社会保険事務所から国民年金保険料納付を催促する電話があったとしている一方、国民年金加入手続は行っていないとしており、日本年金機構D事務センター及びE年金事務所では、加入手続がなされていないければ、保険料納付の案内はできないと思われるとしている上、オンライン記録では、申立人の国民年金に係る資格取得日は、申立期間②より後の平成20年12月26日となっている。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、会社に就職した平成11年6月以後に、C社会保険事務所に納付したと思うとしており、同年6月から12年4月までの間に納付したとすると、申立期間②の一部は現年度納付となるが、E年金事務所では、当時、C社会保険事務所の窓口においては、現年度の保険料は収納していなかったとしている。

3 このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から39年2月1日まで
② 昭和39年8月24日から40年1月29日まで
③ 昭和40年4月8日から同年9月26日まで

昭和38年9月にA株式会社を退職する際に、同僚に脱退手当金が受給できると誘われ、請求手続に行き、一時金を受給した記憶がある。年金記録を確認したところ、過去に勤務した6社の厚生年金保険被保険者期間が脱退手当金として支給されたことになっていたが、株式会社B、株式会社C及び株式会社Dの期間については脱退手当金を請求したことも受給したことも無い。また、脱退手当金が支給されたことになっている時期は出産間近で自分で手続に行ける状況ではなかった。今回、日本年金機構からの通知もあり、再度調査を依頼することにした。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示を記載することとされているところ、申立人の株式会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該表示が記されているとともに、申立期間とそれ以外の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が受給を認めている期間の最終事業所であるA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、脱退手当金の受給記録がある者で同社を最終事業所とする者には「脱」表示があるが、申立人に

は当該表示が無い。

さらに、申立人は、A株式会社退職時に当該手当金を受け取ったとしているが、申立人の脱退手当金受給権は、昭和36年の法改正により37年4月10日に株式会社Eで資格を取得した時点で消滅し、その後は40年6月1日に改正法が施行され、株式会社Dで資格を喪失するまで発生しないことから、申立人が主張する時期に脱退手当金を受給することはできない。

加えて、申立人は当時、通算年金制度を知らなかったとしており、結婚すると夫の扶養家族になるので自身の厚生年金保険はいらないと思っていたところ、申立期間の事業所を退職後、昭和61年4月まで国民年金や厚生年金保険等の年金制度への加入歴が無い申立人が、脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 56 年 3 月に A 校を卒業し、学校の紹介で B 区に所在した「C」に同年 4 月から正社員として入社して、59 年 3 月末日まで同社に勤務した。申立期間は社会保険料を控除されていたと記憶している。申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所前で撮影した写真、元同僚の証言及び B 区保健所から提供された C の従業員記録から、申立人は、申立期間において有限会社 C に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、有限会社 C は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が元同僚として名前を挙げた 6 人のうち、連絡先が判明した 4 人に照会したところ、3 人から回答があり、そのうちの一人は、「C は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と回答している。また、連絡先が判明した 4 人の公的年金記録を確認すると、4 人全員が厚生年金保険被保険者の記録は無く、そのうちの 3 人は国民年金の期間であり、一人は公的年金の記録が無いことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主及びその親族（取締役）3 人の公的年金記録を確認すると、3 人全員が厚生年金保険被保険者の記録が無く、そのうちの二人は国民年金被保険者期間であり、一人は公的年金の記録が無いことが確認できる。

加えて、有限会社 C の当時の事業主は既に亡くなっている上、同社は昭

和 62 年 6 月 * 日に会社を閉鎖していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月 31 日から 48 年 1 月 31 日まで
② 昭和 49 年 1 月 31 日から同年 7 月 31 日まで

私は、昭和 47 年 3 月末から 48 年 1 月末まで、及び 49 年 1 月末から同年 7 月末まで、友人の父親が経営していた A 有限会社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。また、以前、年金事務所で、「名簿に名前のはっきりしない人がある。」と言われたことがあり、その記録が私のものではないかと思っている。調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の供述から、期間の特定はできないものの、A 有限会社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の役員は、「B という人は記憶に無い。資料は一切無いため、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、同僚調査についても、申立人の雇用形態について同僚の一人から、「アルバイトのようだった。」との供述があったが、他に申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる回答は得られなかった。

さらに、両申立期間に係る雇用保険被保険者記録が無い。

加えて、申立人が主張している、「オンライン記録に名前のはっきりしない人が一人いる。」という供述について職歴審査照会縦覧回答票及び被保険者記録照会回答票を確認したところ、名前が無記入の資格取得者の

記録は見つかったが、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人とは別人の記録であることが判明した。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 1 日から 30 年 2 月 15 日まで
日本年金機構から平成 22 年 9 月に脱退手当金に関するはがきが届いたので確認すると、昭和 37 年 5 月に A 株式会社と B 株式会社の脱退手当金が支給されたとある。私は A 株式会社の脱退手当金の申請は会社にお願ひし、受領もしたが、B 株式会社に関しては申請を行っておらず、受給もした記憶も無い。申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の受給について、「A 株式会社の脱退手当金は、当該事業所を退職する際、請求したが、B 株式会社については、請求も受給もしていない。」と供述しているが、昭和 29 年 3 月から 30 年 10 月の間で A 株式会社において資格を取得した同僚 69 人（申立人は、昭和 30 年 5 月資格取得）の記録を調査したところ、オンライン記録から、31 人について脱退手当金が支給されており、そのうちの 21 人については、申立人と同様に、ほかの事業所の記録も含めて一括処理されていたことが確認できる。

また、B 株式会社の厚生年金保険被保険者期間は、当該事業所と一括して、脱退手当金を支給された A 株式会社の厚生年金保険被保険者番号と同一の番号で管理されており、オンライン記録から確認できる脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 37 年 2 月 7 日）から約 3 か月後の昭和 37 年 5 月 1 日に支給決定されてい

るなど、事務処理に不自然さはない。

さらに、手番「*」に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、上記資格喪失日から1か月後の昭和37年3月7日に脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したとの記録が残されている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から28年4月1日まで
(A組合)
② 昭和28年4月1日から33年4月1日まで
(B株式会社)

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人の脱退手当金支給決定日(昭和34年7月16日)の約2か月前に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答(同年5月26日)したことが記録されていること、及び脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間②に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立期間①に係るA組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名は、申立期間②に係る事業所を退職した約1年後の昭和34年3月30日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年7月16日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であり、ほかに脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 12 月 1 日から 6 年 10 月 6 日まで
厚生労働省の記録によると、申立期間における標準報酬月額が 22 万円になっている。平成 5 年 11 月までの標準報酬月額は 32 万円であり、申立期間において 10 万円も低い標準報酬月額になっている。申立期間の標準報酬月額に係る記録を 32 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間における申立人の標準報酬月額と複数の同僚の標準報酬月額を比較したところ、当該同僚についても、申立人と同様に平成 5 年 12 月 1 日から従前額よりも低い標準報酬月額が記録されていることが確認できるものの、申立人及び当該同僚の標準報酬月額の記録には、遡及訂正等の不合理な処理の形跡は見当たらない。

また、当該同僚のうち連絡先が確認できた同僚に、自身の記録等について照会したものの、具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、A株式会社の元事業主からは回答を得られず、市町村及び当該事業所の管財人からも、申立人に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる資料を入手できなかった上、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 18 日から 39 年 1 月 18 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 3 月 1 日まで

申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は受給した記憶が無い。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和42年10月26日に支給決定されており、申立期間②に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 34 年 6 月 1 日から 34 年 9 月 26 日まで

申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私はA株式会社B局（現在は、C株式会社）の脱退手当金は受給したが申立期間①及び②（D株式会社）は受給していない。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社B局のみの脱退手当金の請求を事業所に委任し受給したとしているが、A株式会社B局に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では昭和38年から45年までに被保険者資格を喪失し、脱退手当金支給記録のある同僚15人中、8人は当該事業所と同一の厚生年金保険記号番号で管理されていた別の被保険者期間と合わせて支給決定されていること、ほかの7人は当該事業所のみが被保険者期間であったため当該期間のみ支給決定されていることを踏まえると、申立人についても当該事業所と同一の厚生年金保険記号番号で管理されていた申立期間①及び②とを合わせて請求したものと推認できる。

また、オンライン記録では昭和43年10月23日に108月4万9,440円が支給されたことになっており、この金額は申立期間①及び②並びにA株式会社B局の被保険者期間を合算した月数及び法定支給額と一致する。

さらに、申立人から聴取しても事業所で脱退手当金の請求手続を委任した際に、事業所から申立期間①及び②も合わせて請求する旨の説明はされていないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 7 月 18 日から 36 年 8 月 6 日まで
③ 昭和 36 年 8 月 8 日から 37 年 9 月 30 日まで

申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は当時脱退手当金制度を知らず、受給した記憶が無い。A株式会社（現在は、B株式会社）を退職して8か月後に支給とあるが、どこにどういう形で支払われたのか、本人の承諾も無く脱退届が出せたのか教えてほしい。支給日頃は夫婦そろってC市役所（現在は、D市）に勤務していたので請求する理由が無い。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和38年6月7日に34月4,676円が支給されたことになっており、この金額は申立期間①、②及び③を合算した期間の月数及び法定支給額と一致し、申立期間①の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答 38.4.13 済」の印があるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、昭和37年から38年までにA株式会社の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給権があった同僚12人中、支給記録のある者は二人しかおらず、それぞれ喪失後1か月、10か月で支給されていることから、事業所が脱退手当金の請求に関与していた可能性は低いといえる。

さらに、申立人は「支給日頃はC市役所に勤務していたので請求する理

由が無い。」としているが、当該期間は厚生年金保険被保険者期間ではないことから、脱退手当金を請求することは可能である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 4 日から 44 年 12 月 31 日まで
国（厚生労働省）からのハガキの記録では、A株式会社に勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間であるA株式会社の被保険者期間（29 か月）については、脱退手当金を受給していないと申し立てているが、この申立期間と最初に勤務した株式会社Bの期間を含めた期間で脱退手当金は支給されており、その支給額に計算上の誤りは無い。

なお、申立人は、株式会社Bの期間については脱退手当金を受給した記憶があると供述しており、A株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 44 年 12 月 31 日）から約 2 年 5 か月後の 47 年 5 月 17 日に支給決定されているものの、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録には、脱退手当金を支給したことを示す、脱表示の記載もある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 34 年 4 月 30 日まで
国（厚生労働省）からのハガキの記録では、A株式会社（転勤前のB株式会社を含む）に勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 34 年 4 月 30 日）から約 4 か月後の昭和 34 年 8 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録には、脱退手当金を支給したことを示す、脱表示の記載もある。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 34 年 4 月の前後 5 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた 75 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、51 人に支給記録が確認でき、そのうち資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされた者は 36 人いることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 4 日から 44 年 8 月 21 日まで
厚生年金保険の記録によれば、昭和 45 年 3 月 27 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっている。44 年 8 月に A 株式会社を退職後、株式会社 B に再就職しており、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 株式会社に係る脱退手当金は、支給額も適正である上、申立期間に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱」の記載が確認できることなど、一連の事務手続に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、脱退手当金支給日以後、厚生年金保険の加入歴が無く、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 3 月 7 日から 43 年 7 月 1 日まで
② 昭和 43 年 7 月 1 日から 45 年 9 月 10 日まで

厚生年金保険の記録によれば、昭和 45 年 12 月 1 日に申立期間に係る厚生年金保険の脱退手当金が支給されたことになっている。株式会社 A を退職する際には、脱退手当金についての説明は無く、請求した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時住んでいたとされる B 市の住所が記載されている上、脱退手当金裁定同等の関係書類には、脱退手当金の算定が記載されるなど、適正な事務処理が行われている上、請求書類には申立期間に係る事業所作成の退職所得の源泉徴収票が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 38 年 9 月 30 日まで
② 昭和 39 年 9 月 15 日から 42 年 3 月 31 日まで

日本年金機構からのはがきによれば、申立期間の脱退手当金が支払われたことになっているが、脱退手当金を受給した覚えは無く、当時はA地に居住し、冬季は毎年B地の実家に帰省しており、脱退手当金が支払われたとする2月はB地にいたはずである。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された昭和 43 年 11 月 4 日 C 社会保険事務所（当時）受付の脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印がされており、申立期間に係る事業所名、その所在地及び勤務期間が記され、記載内容に疑義は認められない上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、受付から支給決定されるまでの一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
年金の記録を確認したら、平成元年3月の厚生年金保険の記録が無いことに気がついた。同年3月31日に退職のため、4月1日が厚生年金保険の資格喪失日になると思う。最後の給料で厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に平成元年3月31日まで勤務したため、同年4月1日が正しい資格喪失日だと主張している。

しかしながら、申立人の厚生年金基金の資格喪失日は、平成元年3月31日であることが確認できる上、雇用保険の記録では、申立人のA株式会社での離職日が同年3月30日であることが確認できる。

また、申立人が記憶している複数の同僚に照会したが、平成元年3月31日まで勤務していたかは不明であるとしている。

さらに、申立期間当時の事業主は死亡しており、申立人の勤務状況、保険料控除等について確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から平成元年 2 月 21 日まで
大学卒業後、昭和 50 年 4 月に株式会社Aに就職し平成元年 2 月に退職したが、厚生年金保険の標準報酬月額が全期間を通じて相違している。給与明細書は無くしてしまったが、実際に支払われた給与はもっと多かったので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aは、「当時の担当者及び資料等が存在していないため申立てについては不明であるが、適切な処理を行っていたと思う。」旨の回答をしている。

また、申立人の株式会社Aに係る雇用保険の記録によると、昭和 50 年 4 月 1 日の資格取得時月額が 9 万 7,000 円、平成元年 2 月 20 日の離職時賃金日額は 9,817 円 (9,817 円×30 日=29 万 4,510 円) であるところ、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は 9 万 8,000 円、被保険者資格喪失時の標準報酬月額は 28 万円であり、ほぼ一致していることが確認できる。

さらに、申立人と同期で入社した同僚二人との申立期間当時の標準報酬月額を比較すると、申立人の標準報酬月額がほぼ全期間を通じて一番高いことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 1 日から 7 年 8 月 1 日まで
平成 4 年 4 月から A 株式会社 に勤務したが、6 年 1 月 1 日から 7 年 8 月 1 日までの期間について、給与が下がった記憶が無いにもかかわらず、標準報酬月額が 22 万円から 19 万円に減額されているので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社（平成 15 年 5 月に破産終結済）の元事業主は、申立人の保険料控除及び納付状況について、「当時の書類が無く、確認できない。」と回答しているほか、申立期間当時に同社における厚生年金保険被保険者記録のある者 15 人に照会し、6 人から回答を得たが、申立内容を確認できる供述は得られなかった。

また、同僚の一人から提出された平成 6 年 4 月から 9 年 4 月までの「社員給料データ（一部）」（昇給毎の固定給明細）により、申立期間において固定給部分に減額は見られないものの、当該固定給に変動給を合算して算定される標準報酬月額が、一部の被保険者について減額となっている期間があることが確認できる。

さらに、申立期間におけるほかの同僚のオンライン記録についても、標準報酬月額が 1 等級から 5 等級の減額となっている記録があることが確認できる。

加えて、申立人のオンライン記録に遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もうかがわれないほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 51 年 8 月から 52 年 2 月まで

昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの標準報酬月額が低すぎる上、51 年 8 月から 52 年 2 月までの標準報酬月額が 17 万円のはずが、5 万 6,000 円に極端に引き下げられている。

調査の上、正しい標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額が相違していると主張している。

しかしながら、オンライン記録から、申立人と同日入社で、昭和 48 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得した元同僚 3 人(同種の業務を担当)についても厚生年金保険の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同じ 4 万 8,000 円となっていることが確認できる。

また、申立人及び上記元同僚 3 人は、被保険者資格取得から 6 か月後の昭和 48 年 10 月の定時決定において、いずれも同額の標準報酬月額 5 万 2,000 円と記録されている上、申立期間①について、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額が 17 万円であるのに、

5万6,000円に標準報酬月額が引き下げられており、標準報酬月額が相違していると主張している。

しかしながら、オンライン記録から、申立人及び上記元同僚の3人のうち、同日退社した二人の標準報酬月額も申立人の標準報酬月額と同額になっていることが確認できる。

また、申立期間②について、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

- 3 申立人は、申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②から⑰までに係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 18 日から平成 15 年 10 月 1 日まで
② 平成 7 年 7 月
③ 平成 7 年 12 月
④ 平成 8 年 7 月
⑤ 平成 8 年 12 月
⑥ 平成 9 年 7 月
⑦ 平成 9 年 12 月
⑧ 平成 10 年 7 月
⑨ 平成 10 年 12 月
⑩ 平成 11 年 7 月
⑪ 平成 11 年 12 月
⑫ 平成 12 年 7 月
⑬ 平成 12 年 12 月
⑭ 平成 13 年 7 月
⑮ 平成 13 年 12 月
⑯ 平成 14 年 7 月
⑰ 平成 14 年 12 月

A 株式会社に勤務していた期間の昭和 46 年 10 月から平成 15 年 9 月までの標準報酬月額が当時の給与と比べて低い、もっと収入があったと思う。また、同社に勤務していた期間のうち、平成 7 年 7 月から 14 年 12 月までに支給された賞与から厚生年金保険料が控除されている。調

査の上、標準報酬月額及び賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、当該期間の標準報酬月額が当時の給与と比べて低いと主張している。

しかしながら、A株式会社は報酬月額の届出について、「平成6年以前は、総支給額から成果配分を差し引いた額で届け出していた。7年以降、数年かけて成果配分を含めた総支給額を報酬月額に変更した。」と供述しており、申立人の所持している平成元年1月以降の給与明細書を検証したところ、6年10月の定時決定までは、総支給額から成果配分を差し引いた支給額に見合う報酬月額で届け出されており、9年10月の定時決定から総支給額に見合う報酬月額で届け出されていることが確認できる。

一方、平成7年10月から9年9月までの報酬月額の届出について、同社は、「一気に総支給額を標準報酬月額にするのではなく、数年かけて段階的に総支給額に合うようにしていた。報酬月額を届け出た金額の根拠については、当時の資料等が無いので分からない。報酬月額の届出については、申立人に限らず、当時の社員は全て同じ取扱いをしていた。」と供述している。

また、申立人の給与明細書から控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録は、当該期間のほぼ全期間にわたり一致している。

さらに、社会保険事務所（当時）が保管する被保険者原票の昭和46年10月から62年9月までの標準報酬月額とオンライン記録は一致しており、また、同社が加入しているB組合で確認することができる平成6年10月から15年9月までの申立人に係る標準報酬月額とオンライン記録も一致している。

加えて、同社は、「平成9年以前の賃金台帳、源泉徴収簿等の厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い。」と供述している上、申立人は、昭和63年12月以前の給与明細書を保管していないため、63年12月以前についての厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②から⑰までについて、申立人は、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていると主張しているところ、申立人の所持している賞与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、制度上、賞与から控除された厚生年金保険料を年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは、平成 15 年 4 月 1 日からであり、7 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までの期間については、賞与から控除された厚生年金保険料は特別保険料とされ、当該保険料は年金額の計算の基礎とはならない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間②から⑰に係る厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 32 年 3 月頃まで

申立期間については、A社に勤務していた。当時、女性のBさんと自分は事務員として内勤、Cさんが営業、所長ははっきり覚えていないがDさんであった。勤務地は、はっきり覚えていないが、E市F区G町の自宅から通勤しており、H地かI地あたりであった。会社の屋上でBさんと一緒に写した写真があるので、A社に勤務していたのは間違いないが、厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有していた当時の事業所の屋上で撮った写真に写っている同僚が、「申立人の勤務期間は覚えていないが、写真と一緒に写っているのは自分である。屋上の写真は、昭和 31 年 8 月頃であり、申立人はA社J支社で支部内勤として、自分と一緒に1日8時間かそれ以上勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の同僚は、「私は、高校を卒業してすぐに、知人がいたので、A社J支社の支部内勤として入ったが、A社の正規の社員ではなく、支社における支部の社員であった。当時、A社は、支部内勤を認めていなかったため、本社で試験を受けて正規に入社した内勤事務員とは待遇が違っており、支部内勤者の給料は、支部の外交の成績を加味して支給されていた。申立人はK支部の所属であった。」と供述している。

また、当時、J支社で営業幹部としてLの外務職員（外交員）の採用及び教育・育成を行っていたと回答している同僚は、「本社で正規採用の内

勤職員は、雇用契約で結ばれているが、一般外務職員、外務籍支部長は、委任契約で出来高払となっていた。」と回答しており、支社における支部の内勤事務員について、「当時、支部には本社で正規採用された事務員は、配属されなかったため、支部長は、自分の支部の事務処理をするために、会社には営業の一般外交員として登録をするが、内勤の事務をさせて、支部長の出来高の一部を割り振っていたという支部の内勤事務員を使用していた。仕事は、支部の内勤事務を行っていたとしても、待遇は一般外交員となっており、委任契約となっていた。支部外交員の社会保険への加入は、支部長に任されていたので、支部長が加入させていなかったと考えられる。」と供述している。

さらに、上記の写真と一緒に写っていた同僚も、「当時の支部内勤者の社会保険加入については、付いていた支部長がどのように扱っていたかで違っている。私の場合には、支部長が優遇してくれて、昭和 31 年 7 月から加入させてくれた。後から支部内勤者の待遇が、正規に試験を受けて入社した人と違うことが分かったので、32 年 11 月頃に試験を受けて、正規に社員として採用された。」と供述している。

加えて、A 社 J 支社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が氏名を覚えていた営業の同僚の同支社における被保険者資格の取得日は、昭和 32 年 1 月 1 日となっており、30 年 4 月 1 日から 32 年 8 月 1 日までの期間に、申立人の氏名は見当たらず健康保険証番号は連番となっており欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 9 月 1 日から 11 年 10 月 29 日まで

株式会社Aで事業主であった期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、国の記録では、それまで 32 万円だったものが 9 万 2,000 円に引き下げられているが、申立期間の月給は 32 万円だったと記憶している。当時、会社の業績が悪化し、社員は全員退職しており、夫婦二人だけになっていた。社会保険料の支払もきつなくなったため、国民健康保険に変更しようかと社会保険労務士に相談した記憶がある。また、社会保険事務所（当時）にも二度ほど相談に出向いた記憶もある。給与については、32 万円よりも下げようがないのに、なぜ 9 万 2,000 円になっているのか分からないが、当時の資料等は既に無い。標準報酬月額の記録がおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、平成 10 年 9 月 28 日付けで、申立人の 8 年 10 月、9 年 10 月及び 10 年 10 月の算定による標準報酬月額 32 万円が取り消され、8 年 9 月 1 日まで 2 年間遡って、標準報酬月額が 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役であることが確認できるところ、当時の同社の経営状況について、「資金繰りには苦労していたが、申立期間において、事業所には社会保険料の滞納が無かった。」と回答している。

しかしながら、オンライン記録に事業所の委託先として社労士コードが登録されている社会保険労務士は、「確かに株式会社Aの顧問社労士をやっていた。平成 10 年 10 月の申立人の算定届は、同年 8 月に 32 万円で提

出したが、同年9月で社会保険料の滞納が176万9,166円あったことから、社会保険事務所から標準報酬月額を8万円（厚生年金保険の場合は、下限額が9万2,000円となる。）に変更して、会社が支払う月々の社会保険料を7万1,649円に下げることにはしたい旨の話があったので、会社と話をするようにしてもらった。」と供述しており、「平成11年2月頃には、会社と社会保険事務所との間で話がついていて、標準報酬月額が8万円に引き下げられていたので、11年10月の算定届を提出するために7月26日に会社訪問し、8月13日に書類を提出したが、その時は8万円で届出を提出した。」と供述している。

また、株式会社Aに係る滞納処分票によると、同社は平成8年1月から社会保険料の滞納を始めており、10年8月13日に申立人が社会保険事務所に出向いて、滞納分保険料の今後の納入計画について、改めて、顧問社労士と一緒に来所のうえ相談させてほしいと申し出ていることが記載され、ついで同年9月14日に申立人より電話、近日中に社労士と来所したいとの申出ありの記載が確認できる。

さらに、申立人は、平成8年9月1日に遡及して行われた当該標準報酬月額の減額訂正処理について、「書類の作成、手続に関しては、妻が行ったと思う。」と回答し、「訂正処理が行われたことを知っており、訂正処理に同意したが、額については不明、不同意であり、手続上のこととと思っていた。国民健康保険に変更するよりも、給与額を下げれば保険料が下がり社会保険の加入期間を続けた方が得だと言われたみたいで、将来の年金額に影響が出るものとは考えもしなかったし、むしろそんなことができるなら、もっと早く手続すれば良かったと思った。」と回答している。

加えて、前述の顧問社会保険労務士は、申立人の社会保険に係る権限について、「算定届には、会社の社判が無いと受け付けてもらえなかったもので、必ず社判をもらって提出していた。奥さんから社判を押しってもらうこともあったが、奥さんも取締役であり、当然、事業主としての社会保険上の権限は社長である申立人にあった。奥さんが、社会保険事務所と話して減額訂正の届出を提出したとしても、会社がやったことなので事業主としての責任があるはずである。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった会社の行為がありながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 9 月 1 日から 30 年 7 月 1 日まで
株式会社Aに入社したのは、前社退職数日後であり、田舎から出て来たので住むところも無く、前社及び同社も寮に住んでいたので間隔が空くはずがない。また、同社に入社してすぐ病院にかかった記憶があり、健康保険には加入していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に株式会社Aに勤務していた複数の元同僚は、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことについて「不明である。」と回答している上、申立人とは同社の寮で相部屋であり、最も仲の良かったとしている元同僚も既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態を確認することはできない。

また、当該事業所の元同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできず、株式会社Aは昭和 35 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主も既に亡くなっており、後継会社であるB株式会社においても、当時の資料が保管されていないことから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は見当たらない上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票においても、資格取得年月日は昭和 30 年 7 月 1 日、番号払出年月日は 30 年 7 月 13 日と記載されており、不自然さは感じられない。

このほか、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 1 月 10 日まで
② 昭和 38 年 1 月 30 日から同年 3 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 1 日から同年 9 月 20 日まで

昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 9 月 20 日まで A 株式会社で B 配送等の運転手として勤務したが、年金記録によると、A 株式会社と C 株式会社の 2 社の記録があり、申立期間①、②及び③が厚生年金保険に未加入になっている。申立期間①及び②は、A 株式会社、申立期間③は、C 株式会社の申立てとしたが、申立期間②はどちらの会社か分からないが勤務していたことには間違いはない。全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 株式会社には被保険者記録のある同僚 12 人に照会して 8 人から回答あり、そのうちの一人が、「申立人は昭和 37 年から勤務していた。」、また、別の一人が、「期間は特定できないが勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間①に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記の回答があった 8 人のうち、5 人が、「A 株式会社は入社後 1 か月から 1 年間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述している。

また、A 株式会社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、申立期間①に係る A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号は連番になっており欠番は無い。

2 申立期間②について、申立人は当該期間は、A株式会社又はB株式会社のどちらかの会社に勤務していたと供述しているところ、A株式会社について、上記のとおり同僚8人から回答が得られたが、申立人の申立期間②当時の勤務状況について確認することができない上、このうちの4人が、「A株式会社の退職日と厚生年金保険の資格喪失日は合致していた。」と回答していることから、申立人もA株式会社の退職日と厚生年金保険の資格喪失日は合致しており、昭和38年1月30日にA株式会社の厚生年金保険の資格喪失をしていると推認できる。

また、A株式会社の当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該期間に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険証番号は連番になっており欠番は無い。

一方、B株式会社について、申立人の主張及び上記理由から、申立人は、申立期間②にB株式会社に勤務していたと考えられるものの、適用事業所名簿によると、B株式会社が適用事業所になったのは昭和38年3月1日であることから、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、B株式会社に被保険者記録のある同僚6人に照会して3人から回答が得られたが、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認することができない。

3 申立期間③について、申立人はB株式会社に勤務していたと申し立てているが、前述の同僚3人からは当該期間の勤務実態について、確認することができない上、上記適用事業所名簿によると、同社が適用事業所でなくなった日は昭和38年5月1日であることから、申立期間③当時、同社は厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

4 このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等も無く、そのほかの関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 12 月 31 日まで
株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは、推認できる。

しかしながら、株式会社Aの事業主は、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料を保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除については不明としている上、同僚からも申立人の当該期間に係る保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録では、株式会社Aは、昭和54年3月1日に適用事業所となっており、申立期間のうち同年2月28日以前は、適用事業所ではないことが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、同年3月1日以後の申立期間に資格取得した者の中に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠落もない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 39 年 7 月 31 日まで
有限会社 A に申立期間に勤務していたが、この期間の厚生年金保険が未加入になっているので、この期間を厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立期間当時、申立人が有限会社 A に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の事業主は既に亡くなっており、元役員は申立期間当時、社会保険の業務に関与しておらず厚生年金保険料を控除していたか分からないとしている上、複数の同僚から申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、有限会社 A が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の昭和 39 年 8 月 4 日である。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 10 日から 35 年 4 月 20 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
有限会社Aに昭和 34 年 4 月 10 日から 36 年 4 月 30 日まで勤務し、当該期間は厚生年金保険に加入していたはずなのに、年金記録が 35 年 4 月 20 日から同年 10 月 1 日までとなっているのは納得できない。両申立期間を厚生年金保険に加入していたと認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 4 月 10 日から 36 年 4 月 30 日まで有限会社Aにおいて継続勤務しており、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったと主張している。

しかしながら、申立期間当時に同社において被保険者であった同僚のうち、連絡先の判明した者 10 人に照会したところ、6 人から回答が得られ、うち 5 人が申立人を記憶していたものの、申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることができなかった。

また、有限会社Aは昭和 38 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社は既に解散している上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び保険料の控除を確認することができない。

さらに、上記の回答があった同僚の一人は、申立期間①について「当時は、給与の手取額を多くするため、厚生年金保険には加入しない者もいた。」と供述している上、その他の一人は、申立期間②で申立人が同社において被保険者となっていないことについて、「入社後Bの経験を積み職

人として独立し、請負として仕事をした期間ではないか。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年9月23日から31年5月22日まで
② 昭和31年5月22日から36年1月12日まで
Aに就職し、申立期間①はBに、申立期間②はCに乗船したので、申立期間について船員保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の記載から、申立人が申立期間①はBに、申立期間②はCに雇用されていたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿によれば、B及びCの船舶所有者と推認される者について、船員保険の適用事業所でなくなった年月日が昭和30年9月23日と記載されており、申立人の氏名が記載された船員保険被保険者名簿にも同様の記載があることから、申立期間は船員保険の適用事業所ではなかったことが推認できる。

また、船舶登記簿によれば、Bの所有者はD株式会社であるが、同社では、申立期間①当時の労働者名簿及び賃金台帳等の資料は無く、申立人の勤務期間及び保険料控除について不明としている。

さらに、船舶登記簿によれば、Cの所有者はE株式会社であるが、同社は既に解散しており、同社の元代表取締役は、申立期間②当時の資料の存否について不明としており、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述を得られない。

加えて、申立人の氏名の記載がある船員保険被保険者名簿に記載された複数の同僚に照会したが、申立人の勤務期間及び保険料控除について供述を得られない。

なお、日本年金機構F事務センターでは、Aについて、船員保険の適用

事業所としての記録は無いとしている。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。